

関西広域連合規約の変更について

1. 変更の理由

通訳案内士法の一部改正、ならびに毒物劇物取扱者試験および医薬品販売に係る登録販売者試験が、平成 31 年度から関西広域連合で実施することに伴い、広域連合の処理する事務に関する規定について所要の変更を行うものです。

2. 変更の概要

(1) 通訳案内士法の一部改正により、通訳案内士の全国通訳案内士への名称変更および地域通訳案内士制度の創設等が行われたことから、規約に定める観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、通訳案内士および地域限定通訳案内士に係る事務の規定の変更を行うものです（第 4 条第 1 項第 3 号、第 2 項、別表関係）。

(2) 毒物劇物取扱者試験および医薬品販売に係る登録販売者試験については、平成 31 年度から関西広域連合で実施することから、規約に定める広域連合の処理する事務に、この 2 資格試験に関する事務を追加するものです（第 4 条第 1 項第 7 号関係）。

3. スケジュール（案）

- 平成 29 年 11 月～12 月 構成府県市議会において規約変更の議案上程
- 平成 30 年 1 月 総務大臣へ規約変更の申請

【参考】

＜通訳案内士とは＞

○外国語を用いて旅行に関する案内をする業を営もうとする者は、通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

○今回の法改正に伴う大きな変更点は次の3点

- ・国家資格名称の変更（通訳案内士 → 全国通訳案内士）
- ・業務独占制度の廃止（無資格者でも有償で通訳ガイドを行うことが可能）
- ・地域通訳案内士制度の創設（これまでの地域限定通訳案内士制度・特例通訳案内士制度等を一本化。それに伴いこれらの制度は廃止）

※地域限定通訳案内士：地域限定通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者は、当該都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内をして行うことができる。

※特例通訳案内士：地方部での通訳案内士不足を解消することを目的として導入。実施する都道府県、市町村等が特例適用区域を決定し、試験によらず、研修による資格付与が可能。

＜毒物劇物取扱者試験とは＞

○毒物または劇物を直接に取り扱う製造所等は、営業所や店舗毎に、毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止のため、専任の毒物劇物取扱責任者をおかなければならない（毒物劇物の製造、貯蔵、陳列、運搬のための設備の点検・管理など）。

- ・毒物の例：シアン化合物（青酸カリ等）、ヒ素化合物、水銀など
- ・劇物の例：塩酸、硫酸、アンモニアなど

○毒物劇物取扱責任者は、薬剤師、応用化学に関する学課を修了した者（大学、高専、専門学校、高校等）、または都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験合格者でなければならない。

○受験資格は特にないが、毒物劇物取扱責任者としての業務従事には法令により欠格条項がある。（18歳未満の者、心身の障害者、覚せい剤等の中毒者等は取扱責任者になることができない。）

＜医薬品販売に係る登録販売者試験とは＞

○薬局・店舗販売業等で、薬剤師とともに一般用医薬品の販売を担っているが、販売業務に従事する場合は、登録販売者試験合格後、最初に従事する都道府県での販売従事登録が必要。

○販売従事登録証を交付後は、他都道府県での業務も可能となる。

○受験資格について、平成27年度より、学歴・年齢、実務要件が撤廃されている。

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案	変更前 (H28.5.20変更許可規約)
関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(2) (略) (3)観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する <u>全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）</u> に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、 <u>第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第54条（第4項を除く。）</u> 並びに第55条に規定する事務 イ (略) ウ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの エ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの オ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの カ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの キ スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの (4)～(6) (略)	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(2) (略) (3)観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する <u>通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</u> イ (略) ウ 法に規定する <u>地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</u> エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの (4)～(6) (略)
(7)保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち <u>次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務</u> ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務 イ 調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務 ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務 (8)～(9) (略)	(7)保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、 <u>次に掲げるもの</u> ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務 イ 調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務 ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務 (8)～(9) (略)

関西広域連合規約案 新旧対照表

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第4条3～第21条（略）

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号ア及びイに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号ウからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第4条3～第21条（略）

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5

関西広域連合規約案 新旧対照表

第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 (ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 (ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考 (略)

備考 (略)